

# 令和4年第10回 教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

## 令和4年第10回教育委員会定例会議事日程

令和4年10月27日（木）

午後4時30分 開会

多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 その他

## 諸 般 の 報 告

令和4年第9回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

### ■教育総務課関係

10月5日から7日まで、「多賀城市・太宰府市中学生交流」として太宰府市から中学生7名を受け入れ、多賀城市内の見学や第二中学校への訪問などを行いました。

10月7日、小中学校の終業式が行われました。10月11日の1日間の秋季休業日を経て、12日に二学期の始業式を迎えました。

10月12日、「仙台管内教育委員会教育長会議」が県合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

10月18日、「宮城県都市教育長協議会教育長・総務主管課長会議」が登米市で開催され、教育長及び次長が出席しました。

10月21日、「第4回二市三町教育長会議」が利府町で開催され、教育長が出席しました。

10月21日から23日まで、「多賀城市・太宰府市中学生交流」として本市中学生8名が太宰府市を訪問しました。

来年度の新入学児童を対象とした「就学時健康診断」は、10月18日に多賀城東小学校、10月27日に天真小学校、11月8日に山王小学校、11月11日に多賀城小学校、11月16日に多賀城八幡小学校、11月28日に城南小学校の順で実施します。10月1日現在の対象児童数は、全小学校で579名です。

前回定例会以降の新型コロナウイルス感染症による小中学校の臨時休業状況は、別表のとおりです。

### ■生涯学習課関係

10月10日、「第24回史都多賀城万葉まつり」が多賀城駅前公園と文化センターを会場に開催され、約2,750名が参加しました。駅前公園では、万葉ステージのほか、万葉あそびのコーナーや茶席、売店も出店しました。文化センターでは、大伴家持のつどい短歌大会表彰式と基調講演が開催されました。

9月7日から10月12日までの毎週水曜日に、包括連携協定を締結している東北学院大学の協力のもと、東北学院大学多賀城キャンパスで「地域市民のための大学公開講座」を計5回開催し、受講登録者50名のうち48名に修了証が授与されました。

10月13日、「令和4年度第1回多賀城市社会教育委員会会議」が開催され、令和3年度社会教育関係事業実績や令和4年度社会教育事業について審議がされました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

### ■文化財課関係

10月5日から7日まで、全国史跡整備市町村協議会大会が平泉町で開催され、市長及び課長が出席しました。

10月18日、歴史的食文化体験学習の一環として、今年田植えをした古代米の稲刈りを市川字館前地区で実施し、城南小学校5年生126名が参加しました。

(別表) 新型コロナウイルス感染症による小中学校の臨時休業状況

(令和4年10月20日現在)

休業日	学校名
10月4日、10月5日	高崎中学校 (1学年)
10月18日、10月19日	多賀城八幡小学校 (6年2組)

(別表) 社会教育事業等の開催状況

(令和4年10月20日現在)

○市民会館

9月25日	「たがぶん自習室」	2名	中公
10月2日	「かえっこバザールミニ」	120名	中公
10月9日	「人形劇団ひとみ座 人形劇 ふしぎ駄菓子屋 銭天堂」	300名	市会
10月9日	「サークルマーケット」	138名	市会

○中央公民館

開催日	内容	参加者数	会場
9月24日	青少年教育講座「小学生のためのパソコンプログラミング入門講座」 講師：国府多賀城科学の森 新妻幹也氏	4名	中公
10月1日	成人教育講座「アンガーマネジメントでわかる！家庭や職場で怒りが生まれるしくみと対処法」 講師：Edu Support Office 川上淳子氏	4名	中公
10月7日	地域交流事業「多賀城はじめてスマホ会」 (午前：基礎編、午後：マイナンバー編) 講師：ソフトバンク株式会社	17名	中公
10月14日	地域交流事業「多賀城はじめてスマホ会」 (午前：基礎編、午後：SNS編) 講師：ソフトバンク株式会社	18名	中公

○山王地区公民館

開催日	内容	参加者数	会場
9月29日・ 10月13日 (計4回)	地域交流事業「多賀城はじめてスマホ会in山王」 (午前：基礎編、午後：SNS編) 講師：ソフトバンク株式会社	23名	山公

○大代地区公民館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
9月24日	地域交流事業「多文化共生事業 体育室開放」	21名	大公
10月4日 (計2回)	地域交流事業「多賀城はじめてスマホ会」 (午前：基礎編、午後：SNS編) 講師：ソフトバンク株式会社	14名	大公
10月12日	高齢者教育事業「山茶花大学 意外と知らない 探偵の仕事とは」 講師：トゥルース探偵事務所 和泉泰彦氏	23名	大公

○市立図書館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
9月21日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	3名	市図
9月23日	「おやこが笑顔になる ベビーマッサージとふれあ い遊び」 講師：チャイルドケアスペシャリスト 遠藤しのぶ氏	8名	市図
9月24日	「キッズクラフト ぶどう狩りをしよう」	11名	市図
9月24日	「初心者向け よみきかせ講座」	3名	市図
10月2日	「図書館探検 館長と巡る図書館ツアー」	1名	市図
10月5日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	2名	市図
10月7日	「朝活 Good morning YOGA」 講師：ヨガインストラクター 工藤葉子氏	6名	市図
10月9日	「暮らしによりそう花と緑のワークショップ ハロ ウィンスワッグ」 講師：株式会社 多賀城フラワー	6名	市図
10月10日	「親子で一緒に 図書館探検隊！」	5名	市図

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
9月30日～ 10月14日 (計3回)	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」	4名	総体
10月10日	社会体育事業「スポーツフェスティバル」	1,268名	総体
9月24日～ 10月12日 (計7回)	地域スポーツ指導者派遣事業 申請団体：山王小放課後児童クラブ、笑学校1年3組、多賀城水泳協会、あすなる会、高橋多賀モリ会、鶴ヶ谷はつらつ会、笠の会	127名	市内
9月28日～ 10月12日 (計6回)	健康長寿課委託事業「健康ストレッチ教室」	135名	ヘルス 大公 山公

【凡例】

市会：市民会館      中公：中央公民館      山公：山王地区公民館  
 大公：大代地区      公民館市図：市立図書館      総体：総合体育館  
 ヘルス：シルバーヘルスプラザ

令和4年10月27日提出

多賀城市教育委員会  
 教育長 麻生川 敦

議案第 2 1 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 0 月 2 7 日 提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和  
56年多賀城市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

開票立会人	日額 8,900円	7級
-------	-----------	----

を

」

「

開票立会人	日額 8,900円	7級
学校運営協議会委員	年額 6,000円	7級

に改める。

」

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



## 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 改正の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）」第 4 7 条の 5 に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）を令和 5 年度から設置するに当たり、協議会の委員の報酬を定めるため、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 5 6 年多賀城市条例第 4 号。以下「条例」という。）」の一部を改正するもの

### 2 協議会の概要

#### (1) 法令上の位置付け

学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることを趣旨として制定された「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 5 号）」の施行に伴い、教育委員会は、学校の運営や運営への必要な支援を協議する機関として、協議会を置くように努めなければならないものとされたもの

協議会は、法第 4 7 条の 5 第 1 項本文の規定により、教育委員会規則で定めるところにより設置するもの

#### (2) 協議会の事務

協議会は、主に次の事務を行うもの

- ア 学校運営の基本方針の承認に関すること。
- イ 学校運営について意見を述べること。
- ウ 教職員の任用について意見を述べること。

#### (3) 協議会の構成

協議会は、学校ごとに設置することを基本とし、次の委員により構成するもの

- ア 地域の代表者
- イ 児童生徒の保護者の代表者
- ウ 教職員の代表者
- エ アからウまでに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

### 3 改正の内容

協議会の委員は、「地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）」第 3 条第 3 項第 2 号に規定する非常勤特別職の公務員となるため、非常勤特別職の公務員の報酬及び旅費について規定する条例別表の規定について、所要の改正を行うもの

なお、報酬額の決定に当たっては、近隣自治体の報酬額を参考としたもの

(参考) 近隣自治体の報酬額

自治体名	報酬額
石巻市	年額 5,000円
気仙沼市	日額 7,400円
塩竈市	年額 5,000円
仙台市	年額 6,000円
東松島市	年額 5,000円

#### 4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第55条第1項又は第61条第1項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な

運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

○地方自治法

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

3・4 略

5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新			旧		
特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例			特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例		
昭和56年3月3日			昭和56年3月3日		
条例第4号			条例第4号		
本則 略			本則 略		
附則 略			附則 略		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費	区分	報酬の額	旅費
~~~~~			~~~~~		
開票立会人	日額 8,900円	7級	開票立会人	日額 8,900円	7級
学校運営協議	年額 6,000円	7級			
会委員					
~~~~~			~~~~~		